

令和3年4月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> 議長が指名することで全委員異議なく 2 番綿貫由美子委員、3 番利根川哲委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) 及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より説明を行い来月の議案とすることとした。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> 会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 30 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、4月22日に小谷野伸一委員、保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下川崎字東原地内にございます。</p> <p>畠3筆2, 621m²、農地の現況は畠で保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については全て耕作されており、じゃがいも、里芋など露地野菜を中心に作付けしております。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画でじゃがいも、里芋など露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、河野和昭推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字下川崎にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>なお、譲受人は令和3年1月付で許可がありました、大字下川崎地内に</p>

ある生活クラブ事業連合が敷地拡張された際の譲渡人の1人であり、今回はその代替地として取得するものです。

譲受人は、米、ネギ、ジャガイモ、サトイモを作付けしております。

所有地10,002m²については、適正に管理されております。

通作に関してですが、自宅から自動車で5分のところにありますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕耘機1台、田植機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました小谷野伸一委員何かございますか。

8番 河野和昭推進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員何かございますか。

推6番 河野和昭推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請

の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、4月23日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字上直竹下分字下間野地内にございます。

畠1筆548m²、農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地については全て耕作されており、じゃがいも、大根、白菜など露地野菜とみかん、ゆずを作付けしております。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではみかん、ゆずなどの柑橘類を作付けするとのことです。

また、通作については自宅から車で5分程度とのことです。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字上直竹上分にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、大根、白菜等の露地野菜他、柚子、柿、みかん等を作付けしております。

所有地4,529m²および借入地597m²については、適正に管理されております。

通作に関してですが、自宅から自動車で5分のところにありますので、容

易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、小型バックホー1台、小型運搬車2台、小型耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地は、山際の土地のようですが、獣害などの対策は考えているですか。

議長

申請人の既存の農地を確認すると、獣害対策については特に問題はないと思います。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。

地区担当委員の吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推9番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、4月21日に江原良弘委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字上名栗字小殿道下地内にございます。

畠1筆322m²、農地の現況は3分の1については作付けされており、残りの農地についても保全管理されております。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地については全て耕作されており、じゃがいも、さつまいもなど露地野菜を中心に行なっています。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画では人参、エンドウ豆、玉ねぎ、ピーマン等を作付けするとのことです。

また、通作については自宅と隣接しておりますので、特に問題はありません。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字上名栗にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、じゃがいも、さつまいもを作付けしております。

所有地479m²については、適正に管理されております。

通作に関してですが、譲受人の自宅と隣接しておりますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機2台、刈払機1台を所有して

おります。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりま

す。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました江原良弘委員何かござりますか。

4番 吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

3番 飯能市で、獣害の被害はどのくらい出ているのですか。

事務局 獣害被害の規模としては、横這いとなっております。

議長 その他、ご意見、ご質問ござりますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－5については、申請人の申し立てにより取下げとなつております。 説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推5番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、4月21日に大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字落合字松葉地内にございます。 農地の現状は、特に作付けはされておりませんが、低い草が生えているだけで問題ないと思います。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなつております。 現地の状況については、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。 申請人は、大字落合地内で税理士事務所を経営しております。 申請人は既存敷地内に駐車場を設けておりますが、従業員及び顧客の車両のスペースが手狭になっており、また、来客時に車の転回スペースがありません。そのため、申請地を既存敷地の拡張のために申請をされるものです。 申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となつています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。 農地区分は、大字落合字松葉については「農用地区域内にある農地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当し、大字落合字松葉の一方の農地については、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル

以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、すべて自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました大久保博司委員何かございますか。

10番 古谷英紀推進委員の説明とおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号

5－2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大野忠司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、4月21日に柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字赤沢字日影東地内にございます。

農地の現状は、作付けはされておりません。隣接農地にも日照などの影響もないと思われ特に問題ないと思います。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大野忠司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在所沢市に住んでおり、貸渡人である妻と共有名義の建物にて暮らしております。

申請人は、貸渡人が所有する農地の管理、また、親戚が住む住宅と行き来ができる移住先を検討したところ、当申請地に一般個人住宅を建設するために申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費、諸経費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一委員何かございますか。

6番 大野忠司推進委員の説明とおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推5番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、4月21日に大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字前ヶ貫字ヤワタ地内にございます。

農地の現状は、申請人の駐車場敷地に囲まれた場所にあります。

周辺農地への影響ですが、譲受人の事業敷地のため、特段の問題はない

と考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

申請人は、大字前ヶ貫地内にある宗教法人です。

例年開催される春彼岸、7月、8月の法要として開催される大施食会の際、駐車スペースが足りず、通路を塞ぐ駐車もやむを得ない状況となっています。

このような課題を解決するため、申請地を既存敷地の拡張することを目的として、申請をされるものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、諸費用に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました大久保博司委員何かございますか。
10番	同行して調査しましたが、古谷英紀推進委員の説明とおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。
【なしの声あり】	
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
【全員挙手】	
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推1番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、4月23日に吉田勝紀委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字上畠字中堂地内にございます。 農地の現況ですが、適切に保全管理されております。 周囲の状況ですが、南側には県道があり、西側も道路に面しているため、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、この農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。
申請人は、現在市内美杉台地区の賃貸住宅にて妻と2人で生活をしております。

かねてより自然豊かな場所での生活を希望して、転居先を検討していたところ、飯能市で取り組んでいる飯能住まい制度に共感を受け、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整

理番号5－4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－6について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－6について、4月22日に小谷野伸一委員、河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字芦苅場字張摩久保地内にございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、南側には市道があり、東側は譲受人の土地であるため、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、この農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

申請人は大字芦苅場地内にある加工・販売業を営む法人です。

申請者は、事業所を作業場及び従業員用の駐車場並びに資材置場として利用していましたが、事業敷地の不足から、作業場及び資材置場としての利用に支障をきたしており、申請地を駐車場敷地として利用したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として

「特別の立地条件を必要とするもの」のなかで「既存の施設の機能の維持・拡充等のための拡張」で「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない」ものであって「既存の施設に隣接する土地」であると判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました小谷野伸一委員何かございますか。

8番 同行して調査しましたが、保谷剛正推進委員の説明とおりです。

議長 同行して調査していただきました河野和昭推進委員何かございますか。

推4番 同行して調査しましたが、保谷剛正推進委員の説明とおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の的板徳市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推8番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、4月20日に大河原佐智子委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字大河原字堂平地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に保全管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、南側には市道があり、西側も道路に面しているため、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、的板徳市推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、実家にて妻と子供、両親の7名で生活しています。</p> <p>申請者は、現在両親と同居している住宅が手狭で不便であるため、実家と行き来ができる移住先を検討したところ、土地所有者の了承が得られたことから、申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費</p>

に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました大河原佐智子委員何かございますか。

7番 同行して調査しましたが、的板徳市推進委員の説明とおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

	<p>【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、水稻です。</p> <p>整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。 販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。</p> <p>整理番号3番の方は、新規での利用権の設定になります。 経営作物は、主にじやがいもなどの露地野菜を作付けしております。 販路としては、飲食店への卸しなどです。</p> <p>整理番号4番の方は、3筆が新規での利用権設定で1筆が利用権の設定の更新になります。 経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。 販路としては、スーパーへの出荷などです。</p> <p>整理番号5番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は主に水稻、大豆、麦などを作付けしております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。</p>
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長 なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4 「その他」に記載】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、令和3年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和3年5月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 0名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 4 番江原良弘委員、 6 番柏崎光一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る買受適格証明について ・議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について ・議案第 5 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について ・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農地の権利取得における下限面積の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回 6 月総会での議案審議に先立って、事務局より説明を行った。 <p>【2】令和 4 年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見が出なかった為、意見無しで報告することに決定した。 <p>【3】令和 4 年度農林関係税制改正に関する要望について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回 6 月総会での審議に先立って、事務局より説明を行った。

5. 閉 会

【4】農地利用状況調査について

・利用状況調査を7月から11月まで実施することとした。また、事務局から利用状況調査に関連し、会計年度任用職員（調査員4名、事務員1名）の募集を行うことを報告した。

・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時40分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議を行います。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定の整理番号3-1については、議案第3号農地法第5条の規定の整理番号5-1について、関連する事項がございますので、あわせて審議いたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしの声をいただきました。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は飯能市大字岩渕字前ヶ貫地内にあり1筆512m²でございま</p>

す。現況は、作付はされておりませんが、保全管理されておりました。

譲受人は、農業従事するために申請地を譲り受けるとのことです。譲受人は、農地の所有がないため、認められれば農地の下限面積の引下げによる取得の実績になります。トマト、ナス、キュウリなどの露地野菜やキウイ、ナシ、みかんなどの果樹の作付計画が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。譲受人の農作業への従事状況は、隣接地へ移住予定のため常時管理できることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

以上のことから所有権移転は適当であると考えます。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、飯能市大字岩渕字前ヶ貫にあり、1筆419m²でございます。

農地の状況は保全管理されております。また、この転用による周辺農地への影響ですが、隣接地に住宅が建っており特段ないと考えられます。

以上現地調査においてはこの農地転用許可は適当であると考えます。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

譲受人は、神奈川県在住の公務員です。申請地隣接地に優良田園住宅制度を用いて移住後に、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トマト、ナス、キュウリなどの露地野菜、キウイ、ナシ、みかんなどの果樹の作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2

項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりま

す。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在神奈川県横浜市の賃貸住宅にて夫婦と子どもとで生活しております。

申請人は、かねてより子育て、食生活、自然環境を含めた住まいの場所を探しており、家庭菜園で安心して納得できる野菜を作りながら子育てしたいと考え、そのような環境に住宅が建てられる土地を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては34件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただいた内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。
2番	内野博司推進委員からは、同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
8番	譲受人は、勤務先まで距離があると思われますが、仕事は続けられるのでしょうか。
事務局	飯能駅からだと始発電車で通勤できるので問題ないとのことです。
議長	その他、何かございますか。
【なしの声あり】	
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
【全員挙手】	
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】	
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について、5月22日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、飯能市大字下名栗字新シ地内で1筆971m²です。

農地の現況は、草が生い茂っている状況で耕作については、行われた形跡がありませんでした。

申請人からは、トウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどの野菜類を付する計画が提出されておりますが、今回の申請地が耕作放棄されているため今後の管理について、また、現地までの通作について、車で30分から40分くらいの距離があり、体制を後ほどお聞きしたいです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3競-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

本申請につきましては、競売物件の入札に参加するための資格を審査するものです。この買受適格証明をもって入札に参加し、落札した後に農地法第3条の申請を行うという案件になります。

買受適格証明とは、競売物件の競売に参加する際に、必要に応じて裁判所より競売参加希望者へ提出を求めるものです。

本競売地は農地であるため、所有権移転には農地法の許可が必要となります。そのため、買受適格証明を必要とする競売参加希望者はその利用目的に応じて事前に農地法第3条又は農地法第5条の審査を実施します。

本物件では競売参加希望者が農地法第3条の規定による所有権移転を目的としていることから「農地法施行規則第10条及び農地法に係る事務処理要領1の(2)のア」を適用し、農地法第3条の規定による許可申請を想定した審査として買受適格証明を発行してよろしいか審議するものです。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都昭島市在住の飲食店の経営者です。申請地の農地は競

売地となっており、休耕地となっています。落札した際には開墾し自身の飲食店で使用する野菜の栽培をしたく申請するものでございます。

申請人からは、トウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどの作付計画が提出されています。所有農地はございません。

また通作に関して、家族を含めた6名で交代による営農管理を実施する営農計画が提出されております。申請人家族及び従業員の居住地は昭島市ですが、早朝から羽村市内の店舗にも出勤していますので、羽村市から申請地までは車で30分から40分であり通作には問題ないと考えます。こうしたところから、当該農地を申請するものです。

申請年月日は令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台を導入する予定となっています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から何か意見等を預かっていますか。

事務局

吉田彰宏推進委員及び大野忠司推進委員より質問を預かっておりますので読み上げさせていただき、事務局から回答をさせていただきたいと思います。

吉田彰宏推進委員からの一つ目の質問は、今回の買受適格証明が発行されると農地の取得が出来るのかについてですが、先ほど事務局からの説明にもあったとおり、本申請については、競売物件の入札に参加する資格を審査するものです。この買受適格証明をもって入札に参加し落札後、農地法第3条の申請を行うことになります。したがって今回の買受適格証明に係る審議とその後の農地の取得に係る審議は別のものとなります。

二つ目の江原良弘委員からの質問については、昭島市からの通作について可能なのかについてですが、通作につきましては、羽村市で経営されている店舗から車で約30分から40分の距離です。また、本人含めて6名

の方でシフトを組み通作にあたられるとのことと本人から書類を提出いただき確認しております。

三つ目ですが、申請地は耕作放棄地のようだが、農地として再生可能なのか、また、申請人は計画通り農作業に従事できるのかについてですが、この質問に対しでは、荒廃農地調査B判定には該当しておらず、再生可能な農地と見なしております。また、申請人が、現地に行って申請地を確認していることを聞き取りにて確認を取っております。また、作付する品目や年間スケジュールなど作付計画が提出されており、事務局で確認を取っております。

続きまして、大野忠司推進委員からの質問を読み上げさせていただき、事務局から回答をさせていただきたいと思います。

一つ目ですが、競売落札後、農地法第3条による取得をした後に農業経営をされるとあるが、何を作付するのかですが、作付計画によるとトウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどとなっております。

二つ目ですが、山間地域の畠であり、鳥獣被害も予想されるが対策等は考えられているのかですが、事務局も事前に聞き取りを行い、獣害対策としてネットの設置及び電気柵の設置の検討をしているとのことです。

以上となります。

議長 その他、ご意見、ご質問ございますか。

4番 農作業をするには農業機械等が必要だと思いますが、どのような計画でしょうか。

事務局 農業機械は所有していません。申請人から提出されている計画書では、購入及びレンタルで対応することです。

6番 道路から畠への進入路の広さはどのくらいあるのでしょうか

4番 軽トラックが入れる程度です。

議長 その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について、証明するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については証明するものとします。
続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
【議案書読み上げ】
説明は以上です。

議長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。
申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にある畠1筆462m²です。
農地の現況ですが、適正に管理されています。
この転用による周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。
以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。
説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。
申請人は、現在東京都練馬区の賃貸住宅にて夫婦と子どもとで生活してお

ります。

申請人は、かねてより自然環境が豊かな場所で家庭菜園などを楽しみながら暮らせる住まいの場所を探していました。そのようななか、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。今回申請の土地は日当たりも良く、傍には川も流れ周囲に山を望むことができ、家庭菜園を行うには十分な広さがあるところが気に入り、また、駅までの距離も近いことから理想にかなう土地であると感じているということです。

飯能住まい制度としては33件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金及び融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

私も同行して調査しましたが、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

同行して調査していただいた内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、5月21日に的板徳市推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字小岩井字宮下地内にございます。

農地の現状は、保全管理がされております。

周辺農地への影響ですが、周辺の農地は申請人の父親名義の農地であるため、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は横浜市の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。

申請人は、現在の住まいも手狭になり、父所有の当該申請土地に自身の本

抛地となるべき持ち家を建築することを計画しました。

両親も今後、当該申請地の隣接地に残る祖父母の代からの家に居住する意向があり、両親と支え合いながら敷地内で家庭菜園をしながら生活したいと考え、申請をするものです。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた的板徳市推進委員から何か意見を預かっていますか。

7番

的板徳市推進委員からも同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地の西側に隣接する土地の地目を教えてください。

事務局	地目は宅地になります。
議長	他にご質問ござりますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上畑字中堂地内にある畑1筆390m ² です。 農地の現況ですが、シャクヤク畑となっておりました。隣接地の東側に住宅が1棟、申請地の東側は譲渡人の所有の農地となっています。 したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。 申請人は、川口市の賃貸住宅に妻と子どもとで生活しています。 申請人は、かねてより子どもが小学校に入学するまでに広い敷地で自然豊かな環境に家を建て、家庭菜園をしながら暮らせる住まいの場所を探していましたところ、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制

度を活用して申請をするものです。今回申請の土地は自然豊かな場所であります。ながら最寄りの駅に車で10分程度と利便性も良く、都内の職場までも50分程度で通勤できることから当該土地を購入することに決めたということです。

また、飯能住まい制度としては36件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、綿貫由美子委員の説明のとおりでした。

同行して調査していただいた内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番

内野博司推進委員からは、同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。

地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、5月21日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字赤沢字大房地内にある畠1筆331m²です。

農地の現状は、適正に管理されています。

周辺農地への影響ですが、申請地の北側には申請人所有の土地があり、今回の申請地を進入路及び駐車場として使用することです。隣接した場所には特に農地はございませんので、特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は大字赤沢地内の宗教法人です。

これまで法要等を行う際、自家用車での訪問者が多く、県道及び市道の交差点に車が集中し危険な状態となっています。

このような課題を解決するために、申請地を既存敷地の拡張を目的として、申請をされるものです。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、土地整地費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。

6番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定となります。</p> <p>経営作物は、水稻です。</p> <p>整理番号2番の方は、新規での利用権の設定となります。</p> <p>経営作物は、主にサツマイモ等の露地野菜になります。</p> <p>販路としては、農協や直売所、店舗への出荷、ネット販売などです。</p> <p>整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。</p> <p>前回組合から法人化したことに伴い、組合の頃から設定しているものであります。</p> <p>整理番号4番の方は、利用権の設定の更新になります。</p> <p>経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。</p> <p>販路としては、スーパーへの出荷などです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
3番	<p>第3番の方は、後継者の方は、いるのでしょうか。</p>
事務局	<p>捜してはいますが、まだ見つからないとのことです。</p>

議長	他にご質問ござりますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無しとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。 続きまして、議案第5号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について審議いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	事務局より資料に基づいて補足説明いたします。 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の内容については、先月の4月総会にて事前にご説明させていただいた内容のとおりです。 先週までに、ご質問やご意見等ありましたら事務局までにとご案内させていただいておりましたが、特段の変更はありませんでしたので、この場でご意見が無ければ、この内容で公表させていただきたいと思います。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認し、公表することといたします。 続きまして、報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和3年6月 飯能市農業委員会総會議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 0名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 5 番肥沼健一委員、 7 番大河原佐智子委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農地の権利取得における下限面積の設定について ・議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】令和 4 年度農林関係税制改正に関する要望について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望が出なかった為、要望なしで回答することとした。 <p>【2】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の斡旋について依頼した。 <p>【3】農地利用状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料により農地利用状況調査の調査員、事務員の紹介と今後のスケジュールについて事務局より説明を行った。

【4】市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について

- ・事務局より資料に基づいて制度概要について説明し、農業委員、推進委員ともに全員加入することに決定した。

5. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2 時 40 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、6月23日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字竹原地内にございます。</p> <p>譲受人は、農業経営の開始のために申請されることがあります。</p> <p>譲受人の所有地についてはございません。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではほうれん草、のらぼう菜、ニンジン等の露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅に隣接しているため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字上名栗在住の教員です。農業経営の開始をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は農業に関心があり、小川町にある就農準備校に1年間研修に通</p>

い、昨年は秩父市にて棚田を借用し稲作を行いました。今後は、妻とともに住まいと隣接する農地にてより多くの農作物を栽培したいと考えています。

譲受人からは、ほうれん草、のらぼう菜、ニンジン等の露地野菜の作付計画が提出されています。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。
地区担当委員の梶川政夫委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、6月23日に松本健一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。
申請地は、大字坂石字梨本地内にございます。
譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。
譲受人の所有地についてはございません。
譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではキャベツ、タマネギ、白菜、ほうれん草等の露地野菜を作付けするとのことです。
また、通作については居住予定地に隣接しているため特段の問題はないと考えます。
以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況につきましては、梶川政夫委員の説明のとおりです。
譲受人は、現在横浜市に在住している会社員です。今回、市の空き家バンク制度を利用し、申請地の隣接地にある中古住宅を購入し移住後に、自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。
譲受人からは、今回、キャベツ、タマネギ、白菜、ほうれん草などの露地野菜の作付計画が提出されています。
譲受人の所有農地はございません。
また通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を購入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりま

す。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長	同行して現地調査していただきました松本健一推進委員何から、何か意見等預かっていますか。
9番	同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
4番	今回の申請農地に隣接する譲受人が住む予定のこの家は、築何年の物件ですか。
事務局	飯能空き家バンク制度を活用して住む予定の家ですが、昭和41年に建てられた物件です。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。 それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、6月23日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字阿須字坊ヶ谷戸地内にございます。</p> <p>農地の現状は、作付けは無く、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、隣接農地が1筆ございますが、土地所有者から同意書をいただいておりますので特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字阿須で建設業を営む法人です。</p> <p>ここ数年、建設業全般における建築棟数の増加に伴い、工事業の発注件数が増加しており、既存の資材置場では、増加する資材を置くスペースが手狭となり置場の確保が困難な状況です。このままでは、資材を高く積み上げることとなり、作業員が非常に危険な状態となることから、現在の状態を解消するために、所有地と隣接している今回の申請地を取得し、資材置場としたく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p>

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私

ですので、地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、6月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にある畠1筆499m²です。

農地の現況ですが、作付けは無く保全管理されておりました。

周辺農地への影響ですが、隣接する農地がございますが、土地所有者から同意書をいただいておりますので特段の問題はないと考えます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、飯能市大字赤沢の両親の住宅にて夫婦及び子どもで同居生活をしております。

申請人は、子どもが生まれたことをきっかけに、自然環境が豊かな場所で家庭菜園などをしながら生活していきたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては35件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、建築費に対し、自己資金および融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の

見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

5番 特に意見はございません。

議長 同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。
ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番 整理番号5-3について、6月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畠字中畠地内にある畠2筆351m²です。

農地の現況ですが、柿の木1本と桑の木1本が植樹されていますが、それ他は保全管理されておりました。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は現在、川越市の借家住宅にて夫婦2人で生活しております。

申請人の両親は、鴻巣市在住で、健康面での不安があることから、両親との同居生活を考えており、現在の住まいは借家であり、リフォームや建替えができないことから住みかえを検討していました。

そうしたことから候補地を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては37件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、造成費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

	8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。
5番	同様の意見をいただいております。
議長	同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。
	【議案書読み上げ】 なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について、説明いたします。 飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50a、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5a、他の区域を農地法施行規則第17条第1項を適用し、30aで設定しております。 この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が

毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。

5月総会のその他で事前に説明させていただいたところですが、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 それでは、議案第4号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。

販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。

整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。

前回組合から株式会社化したことにより、設定していたものを、更新するものであります。

経営作物は、主に栗やブルーベリーを作付けしております。

整理番号4番の方は、新規での利用権の設定になります。
経営作物は、主にじゃがいも、かぼちゃ、エダマメのほか様々な品種の露地野菜になります。
整理番号5番の方は、新規での利用権の設定になります。
経営作物は、主にきゅうり、かぼちゃ、落花生等の露地野菜のほかスイカ、びわなどの果実になります。
整理番号6番の方は、利用権の設定の更新になります。
経営作物は、主に大豆、小麦、菜種などを作付けしております。
販路としては、飲食店への卸しを行っています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。
次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。
また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。
以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。
説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。
続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和3年7月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 0名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 8番小谷野伸一委員、9番梶川政夫委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1号 農地法第 3条の規定による許可申請について ・議案第 2号 農地法第 5条の規定による許可申請について ・議案第 3号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第 1号 農地法第 4条の規定による農地転用届出について ・報告第 2号 農地法第 5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業者年金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より農業者年金について説明し、加入推進名簿等の確認を行った。 <p>【2】令和 3 年度農地利用最適化活動活性化研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より日程と当日の集合時間等について説明を行った。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2時 30分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字落合字宮下、字松葉地内にある畠1筆、田5筆、面積2,448m²でございます。</p> <p>農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については全て耕作されており、シイタケを中心に作付けしております。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画では蕎麦、じゃがいも、ピーマン、カボチャなどを作付けするとのことです。</p> <p>通作については、取締役のひとりである農場長が市内に在住であり、当該農地まで約10分であることから通作にはまったく問題ないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。
農地所有適格法人とは、一定の要件を満たすことで法人でも農地を取得することができる法人のことです。

譲受人については、農地所有適格法人の4つの要件をすべて満たしております。

続きまして「第2条の規定による農地所有適格法人の要件について」をご説明いたします。

1つ目、登記簿により、法人の主たる目的が農林水産省令で定めるものと確認しております。

2つ目、議決権の過半が次にあげるいずれかであるかについては、株主でもある申請者が「ホ」に該当します。

3つ目、その法人の常時従事者たる構成員の過半が次の条件を満たすかですが、「株式会社にあっては取締役の数の過半を占めていること」に該当することを登記簿により確認しております。

4つ目、次のいずれかの条件を満たして営農に常時従事することですが、「株主であり取締役である申請者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に60日以上従事すると認められるもの」に該当することを管理日報により確認しております。

以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものです。

譲受人は、比企郡川島町大字伊草に所在地をおく法人で、川島町から認定農業者として認定されている法人になります。

譲受人は、現在、川島町にて、きのこ類を含む農作物の生産、加工、販売及び輸出入を行っております。また、シイタケについては、農業用コンテナを用いた菌床栽培を行なっています。

また、譲受人は令和3年度から飯能市大字阿須地内の農地を利用権設定し、ジャガイモを中心とした露地野菜の栽培をしております。

今回、譲受人からは、大字落合地区にて蕎麦、じゃがいも、ピーマン、カボチャなどの作付計画が提出されています。

所有する農地はございません。

また、通作に関しては、取締役の一人である農場長が飯能市内に在住であり、当該農地まで約10分、また、川島町からでも自動車での移動時間は60分以内であり、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年7月2日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、トラクター1台、種蒔き機1台、クローラー運搬機1台を所有しており、その他の必要な農機具を

所有しております。

3つ目、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられますので問題ございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から何か意見等預かっていますか。

10番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

4番 謙渡人と譲受人の方が同名ですが、理由についておしえてください。

事務局 個人から法人への所有権移転ということです。

6番 先日、農地法第3条の許可の審査において必要と判断した為、農業委員会委員4名、推進委員4名で経営農地における取組等のヒアリングを実施しましたので、報告させていただきます。この法人の代表取締役の方は、もともと飯能市出身の方です。現地では譲受人から営農計画など、大変、熱意のこもったお話を聞くことが出来ました。農業経営に対する心構えや意欲など、しっかりと持っておられるなと感じました。

議長 他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2について、審議を行います。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします</p>
4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2及び農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、7月20日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字竹原地内にございます。</p> <p>始めに整理番号3-2について、農地の現況ですが、茶畑と畑に区分されておりましたが、いずれも保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地についてはございません。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではピーマン、ホウレンソウ、ジャガイモなどの露地野菜のほか、ハーブ、茶などを作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p>

次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地の東側は議案第1号の整理番号3-2の申請地となっており、北側は市道となっていることから、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在東京都杉並区に在住している会社役員です。農作業は約7年の経験があり、今後、申請地の隣接地に住宅を新築し、移住後に妻と娘、知人の手伝いを得ながら自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは、今回、ピーマン、ホウレンソウ、ジャガイモなどの露地野菜のほか、ハーブ、茶などの作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都杉並区の賃貸住宅に居住し、アウトドアメディアに関わる会社の役員をされています。

申請人はかねてより、豊かな自然環境の中で、農業を営みながらの生活を求めて適地を探していたところ、飯能市が「農のある暮らし」の制度を実施していることを知り、現地見学をしましたが、その際、南高麗地区には一定規模の農地を確保できる場所がなかったことから、名栗地区で申請をするものです。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、土地造成費、建築費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、吉田彰宏推進委員から何か意見等預かっていますか。

4番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございます

か。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。
地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字中堂地内にある畑2筆518m²です。

農地の現況ですが、保全管理がされています。申請地の北側の土地は、すでに農地転用されており、南側は県道となっています。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都練馬区の賃貸住宅にて夫婦2名で生活をしております。

申請人は、以前から夫婦共に登山やキャンプなどのアウトドアが趣味で、たびたび飯能市を訪れており、豊かな自然環境のなかで家庭菜園をしながら生活していきたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し申請をするものです。今回申請の土地は平坦で家庭菜園を行うには十分な広さもあり、自分の思い描く生活スタイルと合致しているということです。

飯能住まい制度としては38件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないこと

はないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。

また、内野博司推進委員からも同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畠字中堂地内にある畠4筆409m²です。

農地の現況ですが、保全管理がされています。申請地の北側は畠ですが、譲渡人の農地ですので、特段の問題はないと考えます。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は現在、志木市の賃貸住宅にて妻子とともに3人で生活しております。

住みかえの候補地として、自然豊かで家庭菜園ができる広さの土地であること、また、通勤先の東京都港区に通いやすいところが無いかと、候補地を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては39件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりです。

また、内野博司推進委員からも同様の意見をいただいております。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定に

よる許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございま
すか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和3年8月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 0名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 10番大久保博司委員、4番江原良弘委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1号 農地法第 3条の規定による許可申請について ・議案第 2号 農地法第 4条の規定による許可申請について ・議案第 3号 農地法第 5条の規定による許可申請について ・議案第 4号 農用地利用集積計画(案)について ・報告第 1号 農地法第 4条の規定による農地転用届出について ・報告第 2号 農地法第 5条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	<p>【1】農業振興地域整備計画の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員及び推進委員が現地調査を行い、審議した結果、全会一致で異議なしとして決定した。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3時 00分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、8月19日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下名栗字新シ地内にございます。</p> <p>畠1筆971m²、農地の現況は、草が生い茂っている状況で耕作については、行わされた形跡がありませんでした。</p> <p>譲受人は農業経営の開始のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではトウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどを作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については譲受人の経営する店舗から車で30~40分程度とのことです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>本申請につきましては、令和3年5月の農業委員会総会において、農地</p>

法第3条の買受適格証明願の決議がされたのち、競落したものであり、今回、農地法第3条の申請を行うものです。

譲受人は、東京都昭島市在住の飲食店の経営者です。申請地の農地は休耕地となっておりますが、開墾し自身の飲食店で使用する野菜の栽培をしたく申請するものでございます。

譲受人からは、トウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどの作付計画が提出されています。所有農地はございません。

また通作に関して、家族を含めた6名で交代による営農管理を実施する営農計画が提出されております。申請人家族及び従業員の居住地は昭島市ですが、早朝から羽村市内の店舗にも出勤していますので、羽村市から申請地までは車で30～40分であり通作には問題ないと考えます。こうしたところから、当該農地を申請するものです。

申請年月日は令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を導入する予定となっております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりま

す。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただいた吉田彰宏推進委員から何か意見等を預かっていますか。

4番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請

の整理番号 3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。
事務局より、説明をお願いします。

事務局長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号 4－1について審議を行います。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号 4－1について、8月18日に河野和昭推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字芦苅場字坂上地内にございます。

農地の現状は、適正に保全管理されていました。

申請理由としては、新築に伴う宅地への接道として、通路敷地として利用したく申請したことです。

周辺農地への影響ですが、現地を確認したところ特段の影響はないものと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号 4－1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

申請人は、大字芦苅場地内の戸建て住宅にて生活し、家の老朽化に伴い建替えを検討しております。

当該申請地は、国土地理院の航空写真からも、農地法制定以前である昭和21年時点において、住宅敷地への通路敷地として利用していることが確認できており、位置・形状は現在と変化しておりません。また、家屋も住宅敷地にその頃から建っていることが確認しております。

のことから、当該申請地を住宅敷地への通路敷地として申請するものです。

申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農業振興地域農用地区域内の農地でありましたが、令和3年7月12日付け、飯能市告示第220号にて農業振興地域整備計画変更済みです。

また、農地区分は、「農用地区域内にある、農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

同行して調査していただいた河野和昭推進委員から何か意見を預かっていますか。

議長

8番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
6番	宅地の接道部はどの土地になりますか。
事務局	申請地3筆のうち、東側の2筆の部分が接道になります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。 それでは事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。
5番	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、8月24日に落合久明推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字平戸字勝小舟地内にございます。
農地の現状は、作付けされていませんが、保全管理されております。
周辺農地への影響ですが、申請地の西側は道路のため、特段の問題はないと考えます。
現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については肥沼健一委員の説明のとおりです。
譲受人は、現在、大字川寺地内に夫婦2名で生活をしております。大字長沢地内に居住している譲受人の娘夫婦が多忙となり、申請人が朝から孫の面倒を見るために毎朝川寺から長沢まで通わなければならなくなるなど、娘夫婦の家庭のサポートをすることになりました。

また、申請人としては、自分たちの年齢を考えると、いつ逆に娘夫婦からサポートを受けることになるか分からぬこともあります。国道299号線の渋滞の影響を受けない当該申請地に住居を移すことで、娘夫婦の家庭のサポートをしながら、家庭菜園やガーデニングができる当該申請地にて生活を送ることが、今後の生活を送るに最適な土地であると考え申請するものです。

申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、その他費用に対し、自己資金及び現在居住している戸建住宅の売却費用を充てることにより、対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました落合久明推進から何か意見等預かって
いますか。

推3番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地
調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定
による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ござい
ますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整
理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願いま
す。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見
書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号
5-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、
地区担当委員は私ですので、代わって柏崎光一委員より現地調査報告をお
願いいたします。

6番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2につい
て説明をいたします。8月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに
現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畠字中堂地内にある畠1筆277m²です。
農地の現況ですが、作付けはされておりませんが保全管理がされていま
す。

申請地の北側は県道があり、西側は分家住宅となっています。東側には畠

があり露地野菜が作付けされておりますが、日照には何ら問題ないと思ひます。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、狭山市の賃貸住宅に妻と子の4名で生活をしております。譲受人はお子さんの成長に伴い、子どもの声や歩き回る足音に対する近隣からの苦情もあり、今後、お子さんたちが自然豊かな土地で安全に走り回ることができ、家庭菜園や庭造りも楽しめる戸建て住宅に住みたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し申請をするものです。

今回申請の土地は譲受人の職場への通勤にも利便性が良いこと、また妻の実家にも比較的近くであることなどから、当該申請地に住宅を建築したいと考えたとのことです。

飯能住まい制度としては42件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費、その他費用に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同

時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番 申請面積が開発行為許可基準の最低敷地面積の300m²を下回っていますが、関係各署の問題はないのでしょうか。

事務局 まちづくり推進課の開発指導担当に確認したところ、開発行為に関しては実測面積で判断するということです。また、今回の申請地は、実測面積では基準の300m²を超えております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、8月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畠字保入地内にある畠2筆、田1筆、311m²です。

農地の現況ですが、保全管理がされています。

申請地の西側には畠がありますが、申請地と同様な状態となっています。したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、東京都板橋区の賃貸住宅に妻と2名で生活をしております。

譲受人は、家族の将来を考慮し、これから生まれる子どもを自然豊かな環境で育てたい、かねてよりやりたいと考えていた家庭菜園ができる土地、都心へのアクセスが良い、といったこれらの条件を満たす家に住みたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し申請をするものです。

飯能住まい制度としては41件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番 同様の意見をいただいております。

議長 同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。
ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、8月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下直竹字森ノ下地内にある畠1筆425m²です。
農地の現況ですが、保全管理がされています。
申請地の南側は県道があり、県道から数メートル高い場所となっており北側には狭幅の市道があります。また、西側に隣接する農地も飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということで、こちらの土地との隣接部には共同で進入路を設ける予定となっておりますので特段の問題はないと考えます。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。
以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。
説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。
譲受人は、現在、東京都板橋区の借家に妻と子の3名で生活をしております。

譲受人は、妻が妊娠したことをきっかけに、自然に囲まれた環境で家庭菜園をしながら子育てをしていきたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し申請をするものです。今回申請の土地であれば家庭菜園の夢を叶えることもでき、自分が望む住居として最適な土地であるとのことです。

飯能住まい制度としては45件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。
2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。
3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。
同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番 特にございません。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

4番 隣の土地との隣接部に共同で侵入路を設ける予定となっているということですが、確かに県道から申請地への入口のところに縁石ブロックがあったかと思いますが、撤去する予定なのですか。

議長 県土整備事務所への手続きとなります。

議長 他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、8月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下直竹字森ノ下地内にある畠2筆427m²です。

農地の現況ですが、保全管理がされています。

申請地の南側は県道があり、県道から数メートル高い場所となっており北側には狭幅の市道があります。また、東側に隣接する農地も飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということで、こちらの土地との隣接部に共同で進入路を設ける予定となっておりますので特段の問題はないと考えます。

したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、東京都練馬区の賃貸住宅に妻と子の4名で生活をしております。

譲受人は、以前から自然豊かな土地で暮らし、子どもたちにもそのような環境でのびのびと感性をはぐくんではほしいと考えており、また、庭付きの家でガーデニングを楽しむことができる家に住みたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し申請をするものです。

今回申請の土地は近隣に山や川があり、敷地も十分な広さの土地であり、練馬区にある職場に通勤するにも利便性が良いことから、当該申請地を大変気に入ったとのことです。

飯能住まい制度としては44件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。
同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、8月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩渕字三ツ沢地内にある畠2筆371m²です。</p> <p>農地の現況ですが、ゆずの木が1本ありますが、その他の場所は保全管理がされています。</p> <p>申請地の北東側は家庭菜園、南側は農地ですが、土地所有者は今回の譲渡人であり、また、特に作付けもされておりませんので特段の問題はありません。</p> <p>したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、現在、東京都武蔵野市に夫婦2名で生活をしております。</p> <p>譲受人は、これまで都内で生活していましたが、コロナ禍におけるリモートワーク等の普及を受けて、もっと自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活していきたいと考えていたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、制度を活用し申請をするものです。今回申請の土地であれば家庭菜園の夢を叶えることもでき、自分が望む住居として最適な土地であるとのことです。</p> <p>飯能住まい制度としては40件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。</p> <p>申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。 同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。
6番	申請地と道路との接道要件について、質問がありました。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
事務局	ただいまの内野博司推進委員からの質問について説明します。建築基準法の考え方では、まず、幅4メートル以上の道路では、進入路が2メートル以上接していないと住宅が建てられないという要件があります。 今回の申請では、進入路として申請地南西側の土地と一体利用する予定です。この進入路は申請地南側にある4メートル幅の市道と2メートル以上接道しており要件を満たしております。

議長	他にご質問ござりますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。
7番	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、8月19日に的板徳市推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字大河原字別所平地内にございます。 農地の現状は、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。 申請人は現在、柳町の賃貸住宅にて妻子とともに3人で生活しておりますが、近い将来、現在の住まいでは手狭になること、また、高齢となっていく両親の住む実家に近い土地を探していたところ、父から実家の隣の土地について、住宅を建設する土地として貸してもらえることになりました。将来は申請人が後継する予定であることから、分家住宅として最適な土地であるとのことです。 申請年月日は、令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費、撤去費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただいた板徳市推進委員から、何か意見等預かっていますか。
7番	同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、何かご意見、ご質問等ございますか。
6番	今回、借受人が住宅を建てる場所はどの番地ですか。
事務局	申請地の南東側に両親が住んでいる住宅がありますが、その土地の北西側に隣接する土地に住宅を建てる予定です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 それでは、議案第4号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、養蜂を営む方です。今回、新規での利用権の設定になります。

神奈川県でも、すでに2ヵ所の場所で養蜂を営んでおります。

経営作物は、花や果樹などの蜜源植物です。

販路としては、神奈川県にある知人のお店やネット販売などです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

4番 神奈川県でも、すでに2ヵ所で養蜂を営んでいるということですが、今回の申請地との両立は可能なのでしょうか。

事務局	養蜂業については、申請人一人で行います。作業日数については、神奈川県の方には、週に2日程度作業に行くとのことで、それ以外の5日間はこちらで養蜂をすることと聞き取りをしております。また、車で片道90分とのことで、無理のない距離だと考えます。
4番	今回の申請地に至った経緯について、教えてください。
事務局	申請人は、すでにこの地域に妻と子と両親と同居する予定で「飯能住まい制度」を活用した住宅を建てております。その際、申請地の土地所有者に相談したところ、今回の申請地の土地所有者を紹介されました。申請人にとっても住居から近いことや養蜂業の管理にも申請地の条件が良いことから今回の場所になりました。
4番	養蜂を始めるについて、周辺住民や農家などにも周知などはしているのでしょうか。
事務局	手続きとしては、川越家畜保健所に、すでに申請をしております。周辺住民や農家への挨拶も済ませているとのことです。また、2km圏内で養蜂業をしている方へも了解を得ていると聞き取りをしております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】

議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和3年9月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長代理より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 7名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 0名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 2 番綿貫由美子委員、3 番利根川哲委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 非農地判定について ・報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について ・報告第 3 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について
4. そ の 他	<p>【1】令和 4 年度飯能市に対する「農地利用最適化推進施策に関する意見」(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議した結果、原案のとおり決定した。
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2 時 30 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長代理	<p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4-1について、9月22日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字原市場字柳瀬地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、道路の法面保護の為に適切に維持管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、東西および南側は宅地に囲まれており、北側も道路に面しているため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する宅地に居住する個人です。</p> <p>申請人は、現在居住する宅地の接道をとるべく敷地出入口及び建物敷地として利用したく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年9月6日、同日農業委員会受付となっています。</p>

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請は造成等を伴わないとため必要経費は生じません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関する行政手の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。

6番 特段ございません。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

4番 当該地はいつから現況の様相だったのでしょうか。

事務局 昭和23年以前から現況のまま維持されていたようです。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長代理	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、9月22日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字原市場字柳瀬地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に保全管理されています。</p> <p>周囲の状況ですが、西側及び南側は河川に接し、東側は宅地に接しており、北側も道路に面しているため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する宅地に居住する世帯主の子です。</p> <p>申請人は、結婚を機に手狭な現住所から分家住宅を建築すべく土地選定し、申請地を住宅敷地として利用したく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年9月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第</p>

「1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長	同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。
6番	特段ございません。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
4番	申請地の形状が不整形ですが、これは接道要件を満たすための形状ですか。
事務局	ご指摘のとおりです。
3番	申請に伴い、分筆されたのですか。
事務局	ご指摘のとおりです。
3番	申請地の南側に隣接した農地の管理は誰がされていますか。
事務局	譲受人の親である譲渡人の所有地であり、将来的には譲受人が管理する事になります。

議長	その他、何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、9月22日に吉田勝紀委員及び内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上畠字中堂地内にございます。 農地の現況ですが、適切に保全管理されております。 周囲の状況ですが、周囲は貸渡人所有の農地であり、申請内容についても一時転用である為、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。 申請人は、携帯電話基地局の移設工事を申請地隣接地で請け負う法人です。 申請人は、携帯電話基地局移設工事に必要な作業道に申請地を供すべく一時転用の申請をするものです。 申請年月日は、令和3年9月6日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して資材リース料に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関する行政手の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長 私も同行して調査しましたが特段の意見はありません、同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番 特段ございません。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

3番 携帯基地局の位置は道路に接する事はできなかったのでしょうか。

事務局 申請地に接した道路沿いに既設の電柱があるため、携帯基地局建設に干渉する為、配置を調整したとの事です。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号非農地判定について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長代理

それでは議案第3号非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

説明は以上です。なお、詳細については、担当からご説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号非農地判定について、補足説明いたします。

今回の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区および名栗地区において、要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は2筆、68m²の内、2筆、68m²が、非農地判定となる農地となります。

続いて、今回の判定方法をご説明いたします。

「農地法の運用について」第4の(4)のアであって、山林や原野の様相を呈しており開墾等の作業を要さなければ農地の復旧が困難な状況にある事、又は同イであって、周囲のその他の状況から農地として復元しても継続して農地利用することができないと見込まれること。

以上のア・イのいずれかに該当する場合は非農地とする事ができます。

今回、意向確認書が提出された農地2筆、68m²については、山林又は原野の様相を呈しており、開墾が必要な継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられず、非農地判定の基準を満たしています。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。ご報告いただきたいと思います。

まず名栗地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第3号非農地判定について、9月22日現地調査しましたので、その状況を報告します。事務局の説明と相違ありません。

議長

同行して調査していただきました吉田彰宏推進委員から何か意見を預かっていますか。

4番	特段ございません。
議長	続いて原市場地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	議案第3号非農地判定について、9月22日現地調査しましたので、その状況を報告します。事務局の説明と相違ありません。
議長	同行して調査していただきました大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。
6番	特段ございません。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成・賛成多数でございますので、本件については非農地とすることいたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長代理	議案第4号農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。 本案件につきましては、申出者の事由により取り下げがございました。 整理番号は1件でございますので、議案第4号農用地利用集積計画（案）については取り下げとなります。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局より説明がありましたとおり、議案第4号農用地利用集積計画（案）については取り下げとなりました。 続きまして、報告第1号農地法第3条の規定による許可の取消について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認いただき、質問等あればお願いいたします。

	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を柏崎会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和3年10月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長代理より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 9名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 0名出席)
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が指名することで全委員異議なく 4 番江原良弘委員、 5 番肥沼健一委員に決定した。
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について
4. そ の 他	
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2 時 30 分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、10月20日に的板徳市推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字小瀬戸字小瀬戸地内にございます。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地農地は、8,507m²です。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではお茶、ナス、ネギ等の露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩数分ところにあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字小瀬戸にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>また、今回の申請において譲受人の作付け予定作物はお茶のほか、ナス・</p>

	<p>ネギ等の露地野菜を予定しております。</p> <p>所有農地8, 507m²については、適正に管理されております。</p> <p>通作に関してですが、自宅から徒歩数分のところにありますので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、茶刈機1台、トラクター1台、耕うん機1台を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して現地調査していただきました板徳市推進委員から、何か意見等預かっていますか。
7番	同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
9番	申請地隣接地の登記簿地目を教えてください。
事務局	申請地の間に挟まれている土地は雑種地となっております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願い

ます。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

議長 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2について審議を行います。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と議案第2号農地法第5条の規定による整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて議案第2号農地法5条による規定による許可申請について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、10月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではキュウリ、ナス、ピーマン、ジャガイモ、ほうれん草などの露地野菜を作

付けすることです。

また、通作については居住予定地に隣接しているため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、10月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、南側の隣接農地は申請人が所有権移転する予定の農地なので特段の問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、入間市の賃貸アパートに居住している会社員です。農作業の経験はほとんどありませんが、農のある暮らし飯能住まい制度を利用し申請農地の隣接地に住宅を新築し、妻と2人で家庭菜園を行うものとして申請するものでございます。

譲受人からは、今回、キュウリ、ナス、ピーマン、ジャガイモ、ほうれん草などの露地野菜の作付け計画が提出されています。

なお、所有農地はございません。

通作に関してですが、当該申請農地は居住予定地に隣接しておりますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりま

す。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、入間市内の賃貸アパートに妻と2名で生活をしております。

申請人は以前より、自然豊かで家庭菜園などもできる広さがある土地を条件として近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し農地法第3条の申請と併せて申請するものです。

当該申請地は申請人がかねてより希望していた家庭菜園ができる農地の付いた土地であり、また、入間市にある職場まで比較的近く、通勤にも便利であることから今回、土地の購入を決めたということです。

飯能住まい制度としては、46件目の認定となります。累計は農地利用型での認定となります。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、大久保博司推進委員の説明のとおりです。
同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

10番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

4番 申請地東側の農地の管理状況はいかがでしょうか。

事務局 保全管理されております。

議長 他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成・賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、10月18日に大野忠司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字赤沢字茶内地内にございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、西側に隣接農地が1筆ございますが、今回申請地に建築されるのは平屋建て住宅ですので特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、市内大字赤沢地内の築約100年の住宅に夫と2名で生活しております。</p> <p>申請人は高齢で2階部分に上がることも出来ない状況となっており、リフォームを行うことを以前、大工さんに相談したところ、自宅の構造的に改修工事は建物自体の強度を低下させ危険であるので手を加えないほうが良いと言われたことからリフォームができない状況であります。また、建替えに</p>

については、既存住宅の所有権者である夫と意見の合意が得られず、日々体調が悪化する中、申請人本人のみで居住する住宅を建築することにしました。

当該申請地の傍には、身の回りの世話をてくれる娘が居住していることから、申請人が健康状態を崩さず安心して生活できる場所は当該申請地以外にはないということで今回、申請をするものです。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番 同様の意見をいただいております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番 貸渡人と借受人の住所が同じですが。

事務局	貸渡人と借受人は、夫婦でございます。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。
	地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、10月19日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にある畠2筆493m ² です。 農地の現況ですが、保全管理されておりました。 したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。 申請人は、現在、川越市内の賃貸アパートに妻と2名で生活をしております。 申請人は以前より、自然が豊かな場所で家庭菜園などをしながら生活した

いと考え、川越市周辺で土地を探していましたが、条件に合う土地が見つかりませんでした。住宅建築にあたり検討していた際、飯能住まいの制度があることを知り、申請するものです。

通勤に関しては、職場は桶川市であるため特に支障はなく、また、住環境に関しては、申請地の近くに小川も流れ山を望むこともでき、家庭菜園を行うに十分な広さがあるなど理想にかなう土地であるとのことです。

飯能住まい制度としては、47件目の認定となります。累計は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年10月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、諸経費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、大久保博司委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定に

よる許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございま
すか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請
の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願
います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見
書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたし
ます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いた
します。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。

販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなど
です。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。

明日の農業担い手育成塾の研修圃場として利用権設定をする法人です。

今回は令和3年4月から2年間の期間において研修している方の、追加
圃場として、農地である申請地を貸し付け農業研修を実施します。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画
の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するも
のと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行
うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかど
うかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和3年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。